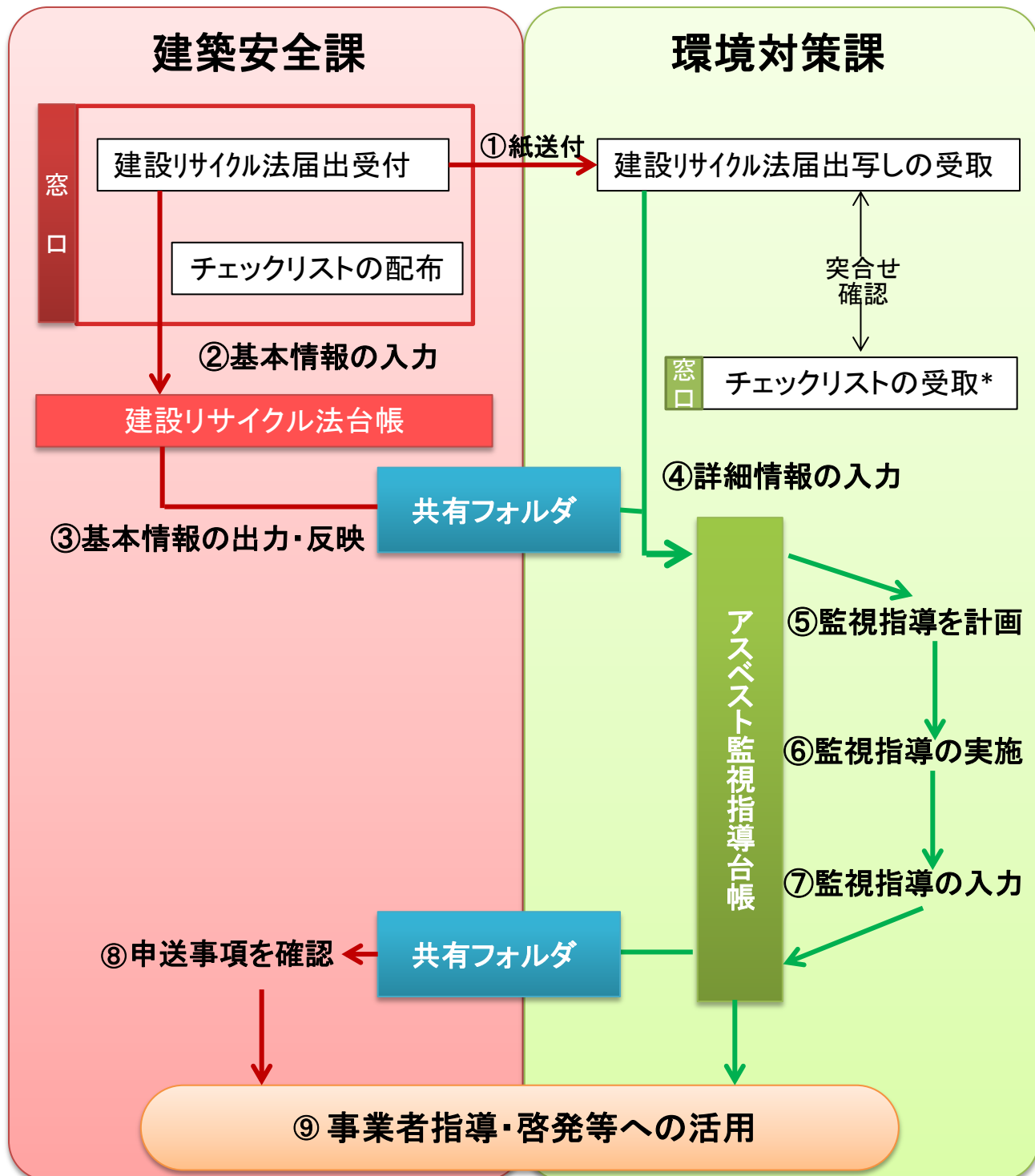


# 建設リサイクル法にかかる 届出情報共有フロー

資料 6

建築安全課が所管する建設リサイクル法における解体工事等情報(床面積80㎡以上)を共有し、環境対策課が、全ての解体工事現場への立入等により監視指導を行うことで、解体工事現場からのアスベスト飛散防止を図る。



※チェックリストは、アスベストの有無にかかわらず任意で提出を求めている。事業者自らがアスベスト調査結果や事前調査書面の作成日、掲示板の設置予定日等を記入することで遺漏防止を図っている。